

医師法第21条問題は終結した

中央区・清瀧支部 小田原良治
(小田原病院)

本年2月8日付け厚生労働省医政局医事課長通知以来、大問題となっていた医師法第21条問題は、令和を目前に、平成時代に無事、終結に至った。4月24日付けの厚生労働省の2本の通知でこの問題は完全に終息することとなる。通知の1つは、厚生労働省医政局医事課から出された事務連絡「『医師による異状死体の届出の徹底について』(平成31年2月8日付け医政医発0208第3号厚生労働省医政局医事課長通知)に関する質疑応答集(Q&A)について」であり、他の1つは、厚生労働省医政局医事課及び政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室から出された「平成31年度版死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルの追補について」である。筆者は、拙著「未来の医師を救う医療事故調査制度とは何か」(幻冬舎)においても、医師法第21条に言及し、医師法第21条の異状の判断は「外表異状」であることを前提に医療事故調査制度創設に至った旨を述べて来た。ここで言う「外表異状」とは、東京都立広尾病院事件判決(最高裁判決及び東京高裁判決)、田村憲久厚生労働大臣答弁及び田原克志医事課長発言にいう「死体の外表を検査して、異状があると医師が判断した場合に届け出る」との意味である。今回の通知の発出によって、医師法第21条の厚生労働省の解釈が、筆者らと同じであり、また、従来の厚生労働省見解の通りであることが確認された。

「医師による異状死体の届出の徹底について」(平成31年2月8日付け医政医発0208第3号厚生労働省医政局医事課長通知)に関する質疑応答集(Q&A)について

今回の通知発出の趣旨について、厚生労働省は、「医師が検案して異状を認めるか否かを判断する際に考慮すべき事項を示したものであり、医師法第21条の届出を義務付ける範囲を新たに拡大するものではない」と述べ、平成26年6月10日の参議院厚生労働委員会における田村厚生労働大臣答弁及び平成24年10月26日の第8回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方にに関する検討部会における田原医事課長発言と同趣旨であると明言している。また、「届出の要否の判断は、個々の状況に応じて死体を検案した医師が個別に判断するものである」と述べ、医師の裁量である旨を述べている。

平成26年6月10日田村厚生労働大臣答弁とは、「医師法第21条は、医療事故等々を想定しているわけではない。これは法律制定時より変わっていない。死体の外表を検査し、異状があると医師が判断した場合には、警察署に届ける必要がある。」というものである。

また、平成24年10月26日田原医事課長発言は、「基本的には外表を見て判断することができますけれども、外表を見るときに、そのドクターはいろんな情報を知っている場合もありますので、それを考慮に入れて外表を見られると思います。ここで書かれているのは、あくまでも、検案をして、死体の外表を見て、異状があるという場合に警察署のほうに届け出るということ」と述べ、「検案ということ自体が外表を検査するということ。その時点で異

状とその検査した医師が判断できるかどうかということ。そういう判断ができないということであれば届出の必要はない」と解説している。

その他、医師法第21条の死体の「検査」及び届出義務が発生する時点の解釈を含め、東京都立広尾病院事件判決の内容を変更するものではないこと。医師法第21条の「検査」に死体の外表の検査以外の行為を含ませようとするものではないこと。医療事故等の事案について警察署への届出の範囲を拡大するものではないことが今回の通知で明示された。

平成31年度版死亡診断書（死体検査書）記入マニュアルの追補について

平成31年度版死亡診断書（死体検査書）記入マニュアルに掲載されていた「医師による異状死体の届出の徹底について（通知）（平成

31年2月8日医政医発0208第3号）（抄）」が削除された。さらに、同通知の解釈は「『医師による異状死体の届出の徹底について』に関する質疑応答集（Q&A）について」を参照することとの文言が加えられるとともに、Q&Aが記載されている。

おわりに

今回の通知発出により、厚生労働省見解は従来と変わっておらず、筆者らの見解と同一であることが確認された。平成31年2月8日付け通知が意図せぬ形で発出されたというハプニングはあったが、厚生労働省から追加の通知が出されたことにより、大事に至らなかつた。平成31年度版死亡診断書（死体検査書）記入マニュアルの追補版が出されたことにより医療現場の不安は去ったと言えよう。厚生労働省担当部局の素早い対応に敬意を表したい。